

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課（適正化担当）（06-6615-6685）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市屋外広告物条例に違反する広告物又は掲出物件の是正命令措置
概要	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、大阪市屋外広告物条例に違反した広告物又は掲出物件があるときは、設置者又は管理者又は広告主に対して、表示若しくは設置の停止、改修、移転、除却その他必要な措置を命じることがあります。また、広告主がその命令に違反したときは、命令の内容及び命令に違反した広告主の氏名又は名称を公表し、広告主に対して、過料を科すこととなります。
根拠法令等 及び条項	屋外広告物法第7条 大阪市屋外広告物条例第13条、第22条の2（昭和31年10月1日 条例第39号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	<p>○ 条例に違反した広告物又は掲出物件とは次のものをいいます。また、複数の項目に違反する場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規の許可を受ける必要がありながら許可を受けていないもの（条例第2条） （条例第2条ただし書の市長の定める要件を備えていないにも関わらず許可を受けていない場合を含む。） 2 変更又は継続の許可を受ける必要がありながら許可を受けていないもの（条例第3条） 3 適用除外規定に該当しないにも関わらず、禁止地域、場所及び物件に表示又は設置しているもの（条例第4条） 4 良好な景観若しくは風致を害するおそれのあるもの（条例第5条） 5 公衆に対し危害を及ぼすおそれのある物件（条例第6条） 6 設置者又は管理者が、広告物又は掲出物件の許可期間又は掲出期間が満了し、これらの除却義務があるにもかかわらず、これをおこなわなかったとき。（条例第11条第1項） 汚染、変色、腐朽又は破損した物件の改修又は除却の義務があるにもかかわらず、これを行わなかったとき。（条例第11条第2項）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000384678.html
備考	